

介護老人保健施設入所

利用契約書

社会医療法人 親仁会

介護老人保健施設 くろさき苑

大牟田市大字岬 1254-1 ☎0944 (54) 9639

くろさき苑の理念

わたしたちは、ご利用者への尊敬と共感の心を持ち、人権と尊厳を守り、その人らしく暮らせるためのケアを実践します。

- わたしたちは、無差別・平等のケアを実践します。
- わたしたちは、利用者の意思や思いを尊重したケアを実践します。
- わたしたちは、生活をまるごと支えるケアを実践します。
- わたしたちは、専門職による根拠にもとづいたチームケアを実践します。
- わたしたちは、地域に根ざした施設を目指します。

介護老人保健施設入所 利用契約書

(契約書の目的)

第1条 介護老人保健施設くろさき苑（以下「施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービス（以下「施設サービス」という）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養し身元を引き受ける者（以下「扶養者」という。）（以下「利用者」及び「扶養者」を総称して「利用者等」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を取り交わした時から効力を有します。利用者は、初回利用時の契約書をもって繰り返し施設を利用することができるものとします。ただし、以下の各号に該当する場合は、新たに契約書を取り交わすものとします。

① 扶養者に変更があった場合

② 本契約、別紙1（重要事項説明書）、介護報酬改定を伴わない別紙2（利用料金について）、別紙3（個人情報に関する基本方針）の改定が行われた場合

2 第1項にかかわらず、サービス内容の変更を伴わない関係法令に基づく行政の指示及び軽微な字句等の修正は、苑内での掲示をもって契約書を改定したこととします。

3 介護報酬改定に伴う保険一部負担金の変更が生じた場合は、施設は速やかに変更の時期及び別紙2を利用者等に適切な方法で説明することで、契約書を改定したこととします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(施設からの解除)

第4条 施設は、利用者等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

② 施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合

- ④ 利用者等が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者等が、施設、施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為や各種ハラスメント行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者等は連帯して、施設に対し本契約に基づく施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 施設は、利用者等が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者等は連帯して、施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、現金、銀行振込及び自動払込の3方法があります。契約時にお選びください。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない各サービスに係る費用の支払いを受ける場合は、その提供した各サービスの内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供明細書を利用者等に交付します。
- 4 施設は、利用者等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 5 施設は、無料低額減免規程にあたる利用者の支払いについては、この規程により利用料の減免を行います。

(記録)

第6条 施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 施設は、利用者が前項の記録の閲覧、コピーを求めた場合には、原則として、所定の費用を受領することでこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、利用者が自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、現場からの起案に基づき臨時管理会で判断し、身体拘束その他の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 施設とその職員は、施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者等及びその家族

管理-様-017 (20240822)

等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 施設は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 施設は、利用者に対し、施設における施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 施設は、前2項のほか、入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 施設は、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設は、医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 施設は、前2項のほか、利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者等は、施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙・管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 施設は、施設サービスの提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者等は、利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、連帯して施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者等と施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設くろさき苑 入所のご案内 (重要事項説明書)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 くろさき苑
- ・開設年月日 1993年6月15日
- ・所在地 福岡県大牟田市大字岬1254-1
- ・電話番号 0944-54-9639
- ・ファックス番号 0944-54-9650
- ・管理者名 医師 上野 隆登
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4054480092号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設くろさき苑の運営方針】

「利用者の基本的人権を尊重し、明るく家庭的な雰囲気の中で、家族とともに自立への援助と必要な看護・介護を行い、家庭への復帰を目指します。」

(3) 施設の職員体制 ※短期入所療養介護を短期、通所リハビリテーションを通所と略する

管理者(医師)	1名以上(短期、通所と兼務)	薬剤師	1名以上(短期と兼務)
歯科衛生士	1名以上(短期、通所と兼務)	看護職員	8名以上(短期と兼務)
介護職員	30名以上(短期と兼務)	介護支援専門	1名以上(短期と兼務)
管理栄養士又は栄養士			1名以上(短期、通所と兼務)
調理員			5名以上(短期、通所と兼務)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			5名以上(短期と兼務)
事務職員			2名以上(短期、通所と兼務)
支援相談員			2名以上(短期と兼務)

(4) 入所定員等 ・定員 100名(うち認知症専門棟 49名)

- ・療養室 個室 6室、2人室 1室、4人室 23室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～ 8時30分
昼食 11時30分～12時30分
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 口腔ケア（口腔内洗浄、入れ歯の洗浄等）及び定期的な口腔内健康状態の確認
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 選択メニュー（週1回実施します。）
- ⑪ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、お気軽にお問い合わせください。

3. 協力医療機関等

- （1）当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

- ・名 称 みさき病院
- ・住 所 大牟田市大字岬1230

○協力医療機関

- ・名 称 米の山病院
- ・住 所 大牟田市大字歴木4-10

○協力歯科医療機関

- ・名 称 米の山病院 院内歯科
- ・住 所 大牟田市大字歴木4-10

（2）緊急時の連絡先

緊急の場合には、契約書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

（1）面会

午前9時～消灯時間の午後7時までのご都合のよい時間に、可能な限り毎週おいでください。

管理-様-017（20240822）

また、飲食物の持ち込みについては、職員にご相談ください。

(2) 外出・外泊

入所中も可能な限りの外出・外泊に対応いたします。

(5) 設備・備品の利用

施設の設備・備品をご利用は、テレビ以外は職員に届けてください。

(6) 所持品・備品の持ち込み

衣類・日常生活に必要な物(洗面用具等)、趣味の備品以外の持ち込みは、職員にご相談ください。

所持品には、必ず、全てに氏名の記入をお願いします。

入所時に持参をお願いするもの

日常着上下、下着類、 寝衣（自宅で使用しているもの）、入れ歯入れ、
バスタオル、タオル、靴下、くつ、 電気カミソリ（男性） お薬、診療情報提供書
その他、利用者の状態に応じて、別途お願いすることがあります。
※ 箸・コップ・歯ブラシは、苑で準備しますので不要です。

(7) 金銭・貴重品について

多額の金銭や貴重品は、原則として持ち込まないようにしてください。なお、ご自分で管理された物の責任は負いかねます。

(8) 外泊時等の施設外での受診

外泊時の施設外での受診は様々な制限があります。必ず、事前に職員にご相談ください。

(9) 宗教活動

ご自身のための宗教活動は、他の方の迷惑にならない範囲で行ってください。

(10) ペットの持ち込み

衛生保持の面から、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(11) 洗濯

洗濯は、ご家族にの協力ををお願いします。ご家族にの洗濯が不可能でない場合は、クリーニングのご相談に応じます。

5. 非常災害対策

(1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、誘導灯、防火扉 等

(2) 防災訓練 年2回

※防災訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、以下の行為を禁止します。

(1) 営利行為

(2) 宗教の勧誘

(3) 特定の政党の支持拡大を目的とした政治活動

(4) 職員、入所者への暴力行為

(5) 職員、入所者へのハラスメント行為

(6) 入所者同士の性的接触

(7) 飲酒・喫煙

飲酒は、原則として禁止となっています。

(8) 喫煙

苑内は全面禁煙です。

上記禁止事項が発見された場合は、ご本人、ご家族へ厳重注意の上、退所を含めた対応を取らせていただく場合があります。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話0944-54-9639)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務室前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、当施設以外にも以下のところに苦情等を伝えることができます。

その他市町村が派遣するものが相談・援助を行う事業等に協力するよう努めます。

連絡先 住 所	大牟田市 保健福祉部福祉推進室福祉課 〒836-0842 大牟田市有明町 2-3	電話 FAX	0944-41-2683 0944-41-2662
連絡先 住 所	みやま市(高田支所) 市民サービス課 〒839-0215 みやま市高田町濃施 15	電話 FAX	0944-64-2100 0944-64-2110
連絡先 住 所	柳川市 福祉課高齢者福祉係 〒832-0045 柳川市本町 87-1	電話 FAX	0944-77-8516 0944-73-9211
連絡先 住 所	荒尾市 健康生活課介護保険係 〒864-0003 荒尾市宮内出目 390	電話 FAX	0968-63-1418 0968-69-0955
連絡先 住 所	南関町地域包括支援センター 〒861-0811 玉名郡南関町小原 1857	電話 FAX	0968-69-9760 0968-53-3617
連絡先 住 所	長洲町地域包括支援センター 〒869-0123 玉名郡長洲町玉名郡長洲町長洲 2766	電話 FAX	0968-78-3114 0968-78-3118
連絡先 住 所	福岡県国民健康保険団体連合会 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-47	電話 FAX	092-642-7859 092-642-7856
連絡先 住 所	熊本県国民健康保険団体連合会 〒862-0911 熊本市東区健軍 2-4-10	電話 FAX	096-214-1101 096-214-1105

8. 虐待発見時の通報先

大牟田市中心地区地域包括支援センター	0944-41-2676
大牟田市駿馬・勝立地区地域包括支援センター	0944-41-2020
大牟田市手鎌地区地域包括支援センター	0944-59-6020
大牟田市三池地区地域包括支援センター	0944-41-5506
大牟田市吉野地区地域包括支援センター	0944-41-6025

大牟田市三川地区地域包括支援センター	0944-41-5298
大牟田市保健福祉部福祉推進室福祉課	0944-41-2672

9. その他

- (1) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます
- (2) ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。
- (3) 地域住民またはその自発的な活動等との連携・協力を行う等、地域との交流に努めます。
- (4) 感染症や非常災害時の発生時において、「業務継続計画」を策定し、職員への周知、必要な研修・訓練、定期的な計画の見直し、必要に応じた変更などを行います。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の発生・再発防止等のため、必要な整備（委員会の開催、指針の整備、職員への研修の定期的な実施、担当者の任命等）を講じます。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な整備（委員会の開催、指針の整備、職員への研修・訓練の定期的な実施等）を講じます。

10. 施設での暮らしについてのお願い

高齢者は、心身の障害や老化に伴いさまざまな事故の危険性があります。転倒・転落、誤嚥などがその代表です。それらの事故は、骨折・外傷・窒息や肺炎などの発生とともに、場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすものもあります。施設では、細かな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、利用者全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、ご遠慮なく職員にお尋ねください。

利用料金について
(介護老人保健施設サービス) 在宅強化型

1. 利用料金について

- (1) 利用料金は、同じサービスを受けられても、認定された要介護度によってお支払い金額が変わります。
(2) お支払い金額は、要介護度に応じた保険一部負担と併せて、その他の費用の支払いを受けることができます。

2. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たりご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3. 入所の利用料金

- (1) 保険一部負担金（一日当たり） ※下記金額の利用者負担割合分がお支払金額です

①施設利用料（在宅強化型）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	7,880円	8,630円	9,280円	9,850円	10,400円
多床室	8,710円	9,470円	10,140円	10,720円	11,250円

②加算金額

加算項目	金額	内容
夜勤職員配置加算	240円/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県に届けた場合
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,000円/日	集中的に個別のリハビリを行った場合（入所後3月以内）
認知症ケア加算	760円/日	認知症自立度Ⅲ以上ある方で認知症専門棟において認知症に対し処遇を受ける事が適当であると医師が認めた場合
若年性認知症入所受入加算	1,200円/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	510円/日	在宅復帰・在宅療養支援指標の要件（70点以上）を満たしている場合
外泊時費用加算	3,620円/日	在宅へ外泊の場合 外泊初日と最終日は上記施設利用料を算定します
ターミナルケア加算	720円/日	死亡日45日前～31日前 看取りに対するケアを実施した場合
	1,600円/日	死亡日30日前～4日前 看取りに対するケアを実施した場合
	9,100円/日	死亡日から前日及び前々日 看取りに対するケアを実施した場合
	19,000円/日	死亡日 看取りに対するケアを実施した場合
初期加算（Ⅱ）	300円/日	入所後30日間に限る
退所時栄養情報連携加算	700円/回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	2,000円/回	医療機関入院後、再入所時必要となる栄養管理が入院前の栄養管理と大きく異なり、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画書を策定した場合
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 4,500円/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
	(Ⅱ) 4,800円/回	(Ⅰ)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	4,000円/回	施行的に退所させる場合に指導を行った場合（3ヶ月内に限り月1回）
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 5,000円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に紹介を行った場合
	(Ⅱ) 2,500円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の主治医に紹介を行った場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	6,000円/回	イ）入所前30日以内～入所後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後のサービス等の利用方針を定めた場合。ロ）退所前に居宅介護支援事業所に対し、診療状況を文書にて報告し、居宅介護支援事業所と連携した場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	4,000円/回	入退所前連携加算（Ⅰ）のロを満たした場合
訪問看護指示加算	3,000円/回	医師が診療に基づき、訪問看護等の利用が必要と認める訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	500円/月	要件を満たす協力医療機関との間で、情報を共有する会議を定期的に開催している場合
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	50円/月	上記以外の協力医療機関との間で、情報を共有する会議を定期的に開催している場合
栄養マネジメント強化加算	110円/日	厚労省が定める管理栄養士の配置基準を満たし、食事の観察を週3回以上行い栄養ケア計画に従い栄養管理を行った場合
経口維持加算	(Ⅰ) 4,000円/月	経口摂取する者であって、医師の指示に基づき医師、管理栄養士等が共同し栄養管理を行う為の会議を行い経口維持計画を作成。計画書を作成した月から起算して6ヶ月間算定
	(Ⅱ) 1,000円/月	経口維持加算（Ⅰ）を算定した場合、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1,100円/月	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に指導を行う事。口腔衛生管理計画を厚労省へ提出。
療養食加算	60円/1食	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
かかりつけ医連携業調整加算	(Ⅰ) イ 1,400円/回	医師が必要な研修を受講している事。入所前に6種類以上の内服が処方されており、医師とかかりつけ医が共同し、処方内容を総合的に評価及び調整し、療養上必要な指導を行い、入所1月以内にかかりつけ医と処方内容変更の合意を得て、変更した場合は退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、診療記録に記載している場合
	(Ⅰ) ロ 700円/回	医師が必要な研修を受講している事。入所前に6種類以上の内服が処方されており、変更した場合は退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、診療記録に記載している場合
	(Ⅱ) 2,400円/回	(Ⅰ)イまたはロを算定している事。処方内容を厚労省のに提出している場合
	(Ⅲ) 1,000円/回	(Ⅱ)を算定している場合。6種類以上処方されており、かかりつけ医と共同し処方内容を1種類以上減薬した場合
緊急時治療管理	5,180円/月	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合 1回3日を限度
所定疾患施設療養費	(Ⅰ) 2,390円/日	尿路感染症・肺炎・帯状疱疹・蜂窩織炎の発症、慢性心不全の増悪に治療を伴う場合(7日間限度)
	(Ⅱ) 4,800円/日	(Ⅰ)に加え、前年度における当該入所者の処置内容を公表している事。医師が感染症対策に関する研修を受講している事(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ) 530円/月	医師、OT、PT、STが共同しリハ実施計画書を作成しており、リハビリテーション計画の内容等の情報、その他必要な情報を相互に共有し、必要に応じて見直しを行い、関係職種間で共有している事。実施計画等の情報を厚労省へ提出した場合。
	(Ⅱ) 330円/月	医師、OT、PT、STが共同しリハ実施計画書を作成し厚労省へ提出した場合
排せつ支援加算	(Ⅰ) 100円/月	要介護軽減見込みのある者に対して、医師、ナースが入所時に連携し6月に1回評価を行い厚労省へ提出。要介護軽減見込みの者に対して医師、他職種が連携し支援計画を作成、支援継続実施している事。支援計画に関しては3月に1回見直しを行う事。
	(Ⅱ) 150円/月	(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態軽減見込みがある者に対し、排尿・排便の状態のどちらか一方が改善しいずれにも悪化がない事。又はオムツありからなしに改善している事
	(Ⅲ) 200円/月	(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態軽減見込みがある者に対し、排尿・排便の状態のどちらか一方が改善しいずれにも悪化がない事。かつ、おむつ使用から使用なしに改善している事
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 30円/月	3月に1回褥瘡リスクについて評価を行い厚労省へ評価結果を提出。他職種連携し褥瘡計画を作成し定期的に記録を行う。
	(Ⅱ) 130円/月	(Ⅰ)の要件を満たし入所者等について褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生しない事
自立支援促進加算	3,000円/月	医師が自立支援の為に医学的評価を行い6月に1回評価の見直し、他職種が共同して策定した支援計画に参加している事。また、支援計画に従ったケアを実施。3月に1回支援計画の見直しを行う事。医学的評価を厚労省へ提出した場合
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 400円/月	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報を厚労省へ提出
	(Ⅱ) 600円/月	(Ⅰ)に加え疾病の状況、服薬状況等の情報を厚労省へ提出
安全対策体制加算	200円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅱ) 50円/月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の実地指導を受けている事
新興感染症等施設療養費	2,400円/日	別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に必要な感染対策や連携体制を確保した上で、介護サービスを行った場合（1回/月、連続する5日間を限度）
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) 1,000円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、取組の成果が確認されている事。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事
	(Ⅱ) 100円/月	安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、取組による効果を示すデータの提供を行う事。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円/日	介護福祉士の有資格者職員の配置基準（80％）もしくは勤続10年以上の介護福祉士配置基準（35％以上）を満たしている場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の7.1％	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位数合計に算定
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の5.4％	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位数合計に算定

③食費（自費）

1,600円（一日当たり）

- ＊但し、市町村の減額認定を受けられた方の食費は基準費用額とし、それぞれ以下になります。

利用者負担第1段階＝300円 第2段階＝390円 第3段階①＝650円 第3段階②＝1360円

④居住費＝ホテルコスト（自費）（1日当たり） 多床室437円、従来型個室1,728円

- ＊但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下になります。

多床室：利用者負担第1段階＝0円

従来型個室：利用者負担第1段階及び第2段階＝550円 第3段階＝1,370円

(2) その他の費用

項目	金額	単位	項目	金額	単位
日用品費	200円	1日	オムツ代ー外泊時希望する場合のみ		
教養娯楽費	100円	1日	尿取パッド	20円	1枚
理美容（散髪）（顔そり）	実費	1回	フラット	30円	1枚
各種書類代	揭示参照	1通	パンツタイプ	100円	1枚
			リハビリパンツ	150円	1枚

＊日用品費内訳 ティッシュペーパー・石鹸・ボディソープ・タオル・歯磨粉・洗面タオル・入浴剤等

＊教養娯楽費内訳 サークル活動等の材料費（生花・習字・絵画・創作・料理・ビデオ・種苗）等

＊日用品費・教養娯楽費は、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

利用料金について
(介護老人保健施設サービス) 基本型

1. 利用料金について

- (1) 利用料金は、同じサービスを受けられても、認定された要介護度によってお支払い金額が変わります。
(2) お支払い金額は、要介護度に応じた保険一部負担と併せて、その他の費用の支払いを受けることができます。

2. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たりご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3. 入所の利用料金

- (1) 保険一部負担金 (一日当たり) ※下記金額の利用者負担割合分がお支払金額です

①施設利用料 (基本型)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	7,170円	7,630円	8,280円	8,830円	9,320円
多床室	7,930円	8,430円	9,080円	9,610円	10,120円

②加算金額

加算項目	金額	内 容
夜勤職員配置加算	240円/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県に届けられた場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	2,000円/日	集中的に個別のリハビリを行った場合(入所後3月以内)
認知症ケア加算	760円/日	認知症自立度Ⅲ以上ある方で認知症専門棟において認知症に対し処遇を受ける事が適当であると医師が認めた場合
若年性認知症入所受入加算	1,200円/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事
在宅復帰・在宅療養支援指標加算(Ⅱ)	510円/日	在宅復帰・在宅療養支援指標の要件(70点以上)を満たしている場合
外泊時費用加算	3,620円/日	在宅へ外泊の場合 外泊初日と最終日は上記施設利用料を算定します
ターミナルケア加算	720円/日	死亡日45日前～31日前 看取りに対するケアを実施した場合
	1,600円/日	死亡日30日前～4日前 看取りに対するケアを実施した場合
	9,100円/日	死亡日から前日及び前々日 看取りに対するケアを実施した場合
	19,000円/日	死亡日 看取りに対するケアを実施した場合
初期加算(Ⅱ)	300円/日	入所後30日間に限る
退所時栄養情報連携加算	700円/日	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	2,000円/回	医療機関入院後、再入所時必要となる栄養管理が入院前の栄養管理と大きく異なり、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画書を策定した場合
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 4,500円/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
	(Ⅱ) 4,800円/回	(Ⅰ)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	4,000円/回	臨時的に退所させる場合に指導を行った場合(3ヶ月内に限り1回)
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 5,000円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に紹介を行った場合
	(Ⅱ) 2,500円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の主治医に紹介を行った場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	6,000円/回	イ) 入所前30日以内へ入所後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後のサービス等の利用方針を定めた場合。ロ) 退所前に居宅介護支援事業所に対し、診療状況を文書にて報告し、居宅介護支援事業所と連携した場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	4,000円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)のロを満たした場合
訪問看護指示加算	3,000円/回	医師が診療に基づき、訪問看護等の利用が必要と認める訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算(1)	500円/月	要件を満たす協力医療機関との間で、情報を共有する会議を定期的に開催している場合
協力医療機関連携加算(2)	50円/月	上記以外の協力医療機関との間で、情報を共有する会議を定期的に開催している場合
栄養マネジメント強化加算	110円/日	厚労省が定める管理栄養士の配置基準を満たし、食事の観察を週3回以上行い栄養ケア計画に従い栄養管理を行った場合
経口維持加算	(Ⅰ) 4,000円/月	経口摂取する者であって、医師の指示に基づき医師、管理栄養士等が共同し栄養管理を行う為の会議を行い経口維持計画を作成。計画書を作成した月から起算して6ヶ月間算定
	(Ⅱ) 1,000円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定した場合、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,100円/月	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に指導を行う事。口腔衛生管理計画を厚労省へ提出。
療養食加算	60円/1食	医師の食事メニューに基づき療養食を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ) イ 1,400円/回	医師が必要な研修を受講している事。入所前に6種類以上の内服が処方されており、医師とかかりつけ医が共同し、処方内容を総合的に評価及び調整し、療養上必要な指導を行い、入所1月以内にかかりつけ医と処方内容変更の合意を得て、変更した場合は退所時又は退所後1月以内にかりつけ医に情報提供を行い、診療記録に記載している場合
	(Ⅰ) ロ 700円/回	医師が必要な研修を受講している事。入所前に6種類以上の内服が処方されており、変更した場合は退所時又は退所後1月以内にかりつけ医に情報提供を行い、診療記録に記載している場合
	(Ⅱ) 2,400円/回	(Ⅰ)イまたはロを算定している事。処方内容を厚労省の提出している場合
	(Ⅲ) 1,000円/回	(Ⅱ)を算定している場合、6種類以上処方されており、かかりつけ医と共同し処方内容を1種類以上減薬した場合
緊急時治療管理	5,180円/日	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合 1回3日を限度
所定疾患施設療養費	(Ⅰ) 2,390円/日	尿路感染症・肺炎・帯状疱疹・蜂窩織炎の発症、慢性心不全の増悪に治療を伴う場合(7日間限度)
	(Ⅱ) 4,800円/日	(Ⅰ)に加え、前年度における当該入所者の処置内容を公表している事。医師が感染症対策に関する研修を受講している事(10日間限度)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日	認知症専門棟(1F)入所の方のみ 厚労省が定める研修を修了した職員配置基準を満たした場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円/日	医師が、認知症の行動・心理状態が認められる為、在宅生活が困難であり緊急に入所が必要と判断した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ) 530円/月	医師、OT、PT、STが共同しリハ実施計画書を作成しており、リハビリテーション計画の内容等の情報、その他必要な情報を相互に共有し、必要に応じて見直しを行い、関係職種間で共有している事。実施計画等の情報を厚労省へ提出した場合
	(Ⅱ) 330円/月	医師、OT、PT、STが共同しリハ実施計画書を作成し厚労省へ提出した場合
排せつ支援加算	(Ⅰ) 100円/月	要介護軽減見込みのある者に対して、医師、ナースが入所時に連携し6月に1回評価を行い厚労省へ提出。要介護軽減見込みの者に対して医師、他職種が連携し支援計画を作成、支援継続実施している事。支援計画に関しては3月に1回見直しを行う事。
	(Ⅱ) 150円/月	(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態軽減見込みがある者に対し、排尿・排便の状態のどちらか一方が改善しいずれにも悪化がない事。又はオムツあきらかなしに改善している事
	(Ⅲ) 200円/月	(Ⅰ)の要件を満たし要介護状態軽減見込みがある者に対し、排尿・排便の状態のどちらか一方が改善しいずれにも悪化がない事。かつ、おむつ使用から使用なしに改善している事
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 30円/月	3月に1回褥瘡リスクについて評価を行い厚労省へ評価結果を提出。他職種連携し褥瘡計画を作成し定期的に記録を行う。
	(Ⅱ) 130円/月	(Ⅰ)の要件を満たし入所者等について褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生しない事
自立支援促進加算	3,000円/月	医師が自立支援の為に医学的評価を行い6月に1回評価の見直し、他職種が共同して策定した支援計画に参加している事。また、支援計画に従ったケアを実施。3月に1回支援計画の見直しを行う事。医学的評価を厚労省へ提出した場合
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 400円/月	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報を厚労省へ提出
	(Ⅱ) 600円/月	(Ⅰ)に加え疾病の状況、服薬状況等の情報を厚労省へ提出
安全対策体制加算	200円/回	外部の研修を受けた担当者や配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ) 100円/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時等の対応を取決めるとともに、発生時等に連携し対応している事。院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している事
	(Ⅱ) 50円/月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の実地指導を受けている事
新興感染症等施設療養費	2,400円/日	別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に必要な感染対策や連携体制を確保した上で、介護サービスを行った場合(1回/月、連続する5日間を限度)
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) 1,000円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、取組の成果が確認されている事。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事
	(Ⅱ) 100円/月	安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、取組による効果を示すデータの提供を行う事。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日	介護福祉士の有資格者職員の配置基準(80%)もしくは勤続10年以上の介護福祉士配置基準(35%以上)を満たしている場合
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の7.1%	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位数合計に算定
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.4%	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位数合計に算定

③食費(自費) 1,600円(一日当たり)

※但し、市町村の減額認定を受けられた方の食費は基準費用額とし、それぞれ以下になります。

利用者負担第1段階＝300円 第2段階＝390円 第3段階①＝650円 第3段階②＝1360円

④居住費＝ホテルコスト(自費)(1日当たり) 多床室437円、従来型個室1,728円

※但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下になります。

多床室：利用者負担第1段階＝0円
従来型個室：利用者負担第1段階及び第2段階＝550円 第3段階＝1,370円

(2) その他の費用

項 目	金 額	単 位	項 目	金 額	単 位
日用品費	200円	1日	オムツ代・外泊時希望する場合のみ		
教養娯楽費	100円	1日	尿取パッド	20円	1枚
理美容(散髪)(顔そり)	実費	1回	フラット	30円	1枚
各種書類代	掲示参照	1通	ハンツタイプ	100円	1枚
			リハビリハンツ	150円	1枚

※日用品費内訳 ティッシュ・バー・石鹸・ポディッシュ・シャワー・歯磨粉・洗面タオル・入浴剤等

※教養娯楽費内訳 サークル活動等の材料費(生花・習字・絵画・創作・料理・ビデオ・録音)等

※日用品費・教養娯楽費は、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

(参考)

請求書・領収書について

くろさき苑利用料の請求書・領収書について、ご案内いたしますので、あらかじめご確認ください。

1. 請求書の発行時期・お渡し方法について

毎月の利用料の請求書は、翌月10日を目途に作成・発行します。(休日の関係で遅れることがあります)

請求書・領収書は電子送付にて行っています。

郵送その他でのお受け取りをご希望の場合は、遠慮なくお申し付けください。

2. お支払い方法について

利用料支払いについては原則として自動払込をお願いしておりますが、ご希望に応じて銀行振り込み、親仁会各事業所での窓口支払いがご利用いただけます。

銀行振り込みをご利用の場合は、請求書記載の銀行口座宛に、ご利用者本人のお名前でお振り込みください。(恐れ入りますが、振り込み手数料のご負担をお願いいたします)

領収書は、翌月送付いたします。

当苑で対応できないような検査や処置・治療などを行なった場合、受診された医療機関の請求書を同封することがあります。その分のお支払い方法については、以下の通りとさせていただきます。

① みさき病院請求分

利用料と同様の方法でお支払いください。なお、領収証の発行も、同様の取り扱いで行います。

② その他医療機関請求分

恐れ入りますが、当該医療機関へお尋ねのうえ、お支払ください。

なお、ご不明の点などございましたら、お気軽に事務課までお尋ねください。

(参考)

保険料・利用料等の軽減制度のご案内

介護保険制度では、利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者は、次のような保険料・利用料等の軽減制度があります。この制度を利用するには、市町村の担当窓口に申請をする必要があります。詳細については、事務室にお尋ねください。

1. 軽減される対象

利用者負担第1・第2・第3段階に該当する以下の方です。

(1) 利用者負担第1段階

生活保護を受けている方か、所属する世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方

(2) 利用者負担第2段階

所属する世帯全員が住民税非課税、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下、貯蓄額が単身650万円、夫婦で1,650万円以下の方

(3) 利用者負担第3段階①

所属する世帯全員が住民税非課税で、かつ年金収入等80万円超120万円以下の方、貯蓄額が単身550万円、夫婦で1,550万円以下の方

(4) 利用者負担第3段階②

所属する世帯全員が住民税非課税で、かつ年金収入等120万円超の方、貯蓄額が単身500万円、夫婦で1,500万円以下の方

※ 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

2. 保険料の軽減について

保険料の所得段階が第2段階で、所得が基準以下の場合、申請により保険料が第1段階に軽減される場合があります。

3. 利用料の軽減について

利用料のうち、保険一部負担金が1か月に1世帯で下記の金額を超えた場合に、高額介護サービス費の申請を行うと、それを超える金額については、後日払い戻しが受けられます。

利用者負担第1段階	15,000円(世帯)	利用者負担第3段階	24,600円(世帯)
利用者負担第2段階	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	利用者負担第4段階 (年収約770万円未満)	44,400円(世帯)
利用者負担第4段階 (年収約770万円 ～1,160万円未満)	93,000円(世帯)	利用者負担第4段階 (年収約1,160万円以上)	140,100円(世帯)

4. 居住費・食費負担の軽減について

利用者負担第1段階から利用者負担第3段階の方は、介護保険負担限度額認定証の申請を行うと居住費・食事負担が軽減されます。利用開始時に事務課にて代行して申請を行います。なお、ご自分で申請される場合は、ご連絡ください。

区分	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	490円	0円
利用者負担第2段階	390円		1,310円
利用者負担第3段①	650円		
利用者負担第3段②	1,360円		

個人情報保護に関する基本方針

当事業所は、利用者・家族・職員・その他関係する個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護の確立に努めます。個人情報の安全な管理は介護事業所としての社会的責務であると認識し、以下の個人情報保護の基本方針を宣言します。

1. 当苑は、個人情報保護法の実践に努め、個人情報保護活動を行なっています。
2. 当苑は、事業活動により知りえた個人情報は介護事業の目的以外には利用いたしません。
3. 当苑は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、情報の安全対策を講じます。
4. 当苑は、個人情報の取り扱いについて規程を定め、また、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めます。
5. 当苑は、個人情報の収集、利用および提供にあたり、安全で適切な取り扱いを遵守します。
6. 当苑は、この基本方針を一般に公表するとともに、当苑の職員、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持に努めます。

2017年 8月 18日

介護老人保健施設くろさき苑 施設管理者

当苑における利用者の個人情報の保護の概要

当苑では、利用者に安心して介護サービスを受けていただくために、安全な介護サービスをご提供するとともに、利用者の個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

■個人情報の利用目的について

当苑では、利用者及びその家族の個人情報を別記の目的で利用させていただくがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて利用者からの同意をいただくことにしておりますのでご安心ください。

■個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当苑では、利用者の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

※なお、利用者の介護サービスに必要な個人情報の収集・記録・保管・活用にあたっては、サービス利用開始時に確認した契約書とあわせ、サービスの提供を申し込まれた時点で包括的に利用者の同意が得られたものとして取り扱います。

※手続きの詳細やご不明な点、個別に同意できない事項等がございましたら、遠慮なく職員に申し出て下さい。また、いったん同意されたあとでも、その同意を取り消したり、一部修正したりできますのでその際は職員にお申し出下さい。

当苑における個人情報の利用目的

1. 介護提供のため、事業所内で利用

- ◆利用者への介護サービスの提供
- ◆苑内での氏名の呼び出し等
- ◆介護保険、公費負担に関する事務及びその委託
- ◆利用者への介護提供へ関する利用
- ◆会計・経理
- ◆介護の質の向上、安全確保、事故あるいは未然防止等の分析・報告
- ◆当該利用者への介護サービスの向上
- ◆入退所等の管理

2. 介護サービス提供のため、他の事業所等へ情報提供として利用

- ◆他の介護サービス事業者及び医療機関等との連携、照会への回答
- ◆利用者の心身の管理のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ◆その他の業務委託
- ◆ご家族等への病状や心身の状況の説明
- ◆介護給付費等の保険請求事務（レセプトの提出、支払機関等からの照会への回答）
- ◆損害賠償責任保険等に係る、保険会社等への相談又は届出等

3. 当苑の管理運営業務

- ◆当苑の管理運営業務に関する利用
- ◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◆当苑内において行われる介護実習・ボランティア受け入れへの協力
- ◆満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- ◆職員の教育・研修
- ◆介護の質の向上を目的とした、事例検討・研究

4. その他の利用

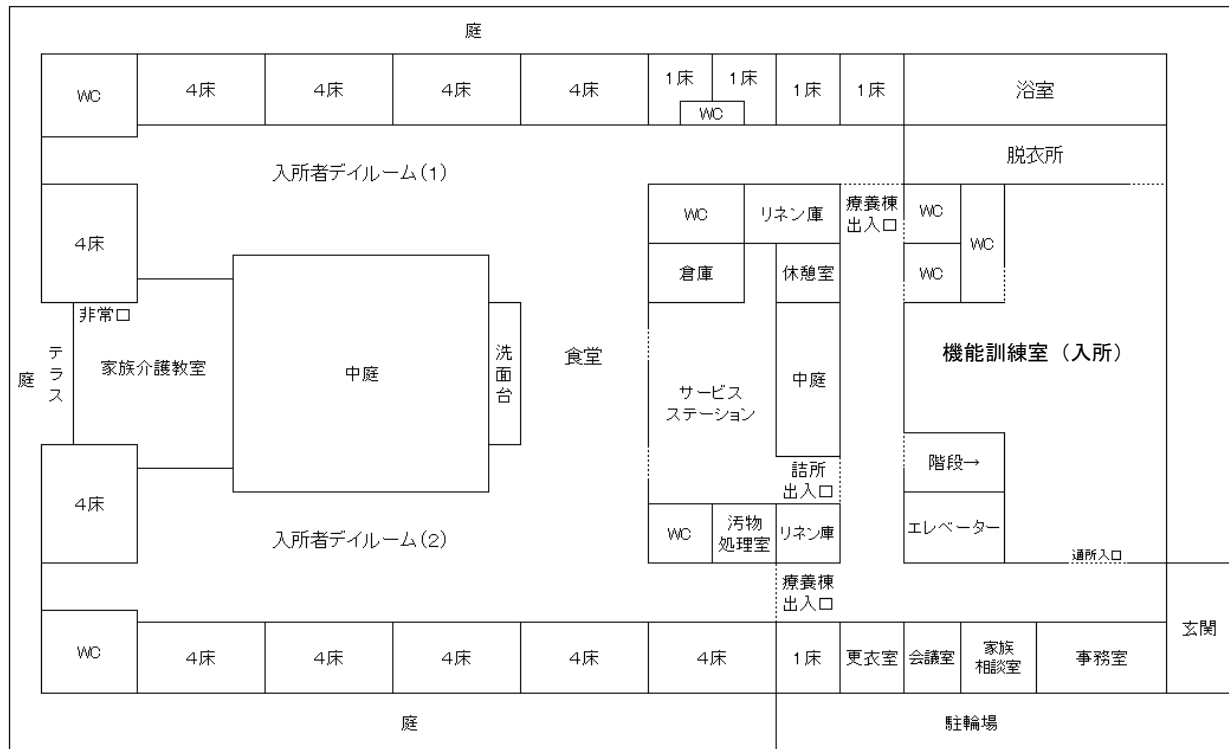
- ◆外部監査機関への情報提供
- ◆学会・介護雑誌をはじめ所内外広報誌への特定の利用者・関係者の事例の報告・発表は、氏名・生年月日・住所等を消去することで匿名化します。匿名化が不可能な場合は、本人の同意を得ます。
- ◆患者会・健康友の会等との連携
- ◆特定協力借入金・地域協同基金等のお願い

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 上記のうち、同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出下さい。2 お申し出がないものについては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。4 なお、法第 16 条 3 項（利用目的による制限の除外）に該当する場合は、同意を得ずに情報を提供します。 |
|--|

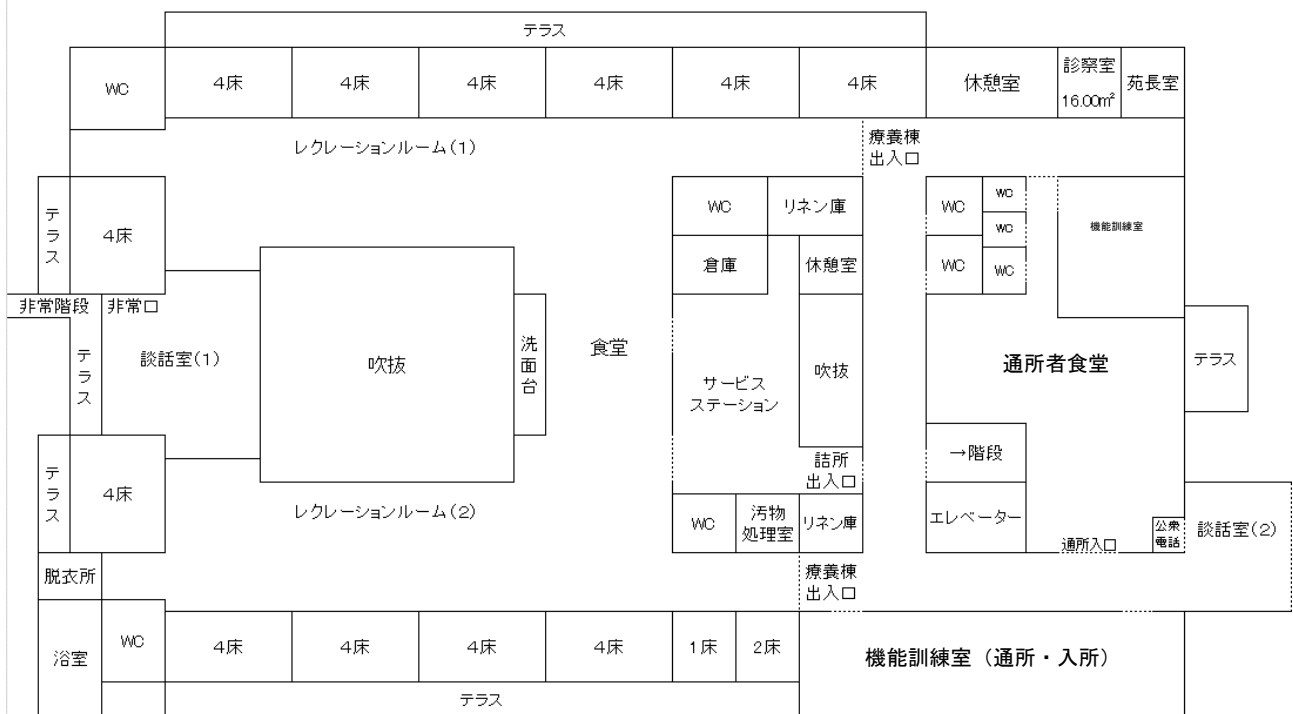
5 個人情報の管理と窓口

当苑では、個人情報管理責任者を定め、管理・監督の体制を確立し、個人情報の漏洩、破壊、改ざんを阻止するための最大限の安全対策を講ずるとともに、利用者の開示請求・苦情・訂正・利用停止等に対応する窓口を設けております。何かございましたら、職員にお申し出下さい。

くろさき苑療養棟1F(認知症専門棟:49床)&くろさき苑1Fフロアー平面図



くろさき苑療養棟2F(一般療養棟:51床)&くろさき苑2Fフロアー平面図



下記利用者及び扶養者・身元引受人（以下、利用者等）と介護老人保健施設くろさき苑は、利用者が施設入所を利用するにあたり、くろさき苑が「入所利用契約書」別紙 1（重要事項説明書）、別紙 2（利用料金について）及び別紙 3（個人情報の取り扱い関連文書）を利用者等に説明し、その内容を双方確認し利用を開始することを証するため、本書を 2 通作成し、それぞれが署名もしくは記名・捺印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

____年 ____月 ____日

<利 用 者>

私は、以上の契約について説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

<署名代行者>

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認または尊重したうえで、上記署名を代行します。

住 所 _____

氏 名 _____（続柄）

署名代行の理由 _____

<扶養者・身元引受人>

私は、以上の契約につき説明を受け、扶養者・身元引受人の責任について理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____（続柄）

連 絡 先 _____

<事 業 者>

施設は、利用者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

住 所 福岡県大牟田市大字岬 1 2 5 4 - 1

事業所名 社会医療法人 親仁会

介護老人保健施設 くろさき苑 ㊞

福岡県知事介護保険指定 第 4054480092 号

電 話 0 9 4 4 - 5 4 - 9 6 3 9

説 明 者 _____